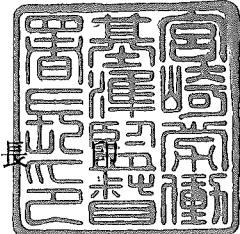


断続的な宿直又は日直勤務の許可通知書

宮崎基署許第1-30号
令和6年1月26日

事業の名称 地方独立行政法人西都児湯医療センター
所在地 宮崎県西都市大字妻1550番地
代表者職氏名 理事長 長田 直人 殿



宮崎労働基準監督署長

令和6年1月10日付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1 1回の勤務に従事する者は次のとおりとすること。
宿直 2人以内
日直 2人以内

- 2 1人の従事回数は、次の回数を超えないこと。
宿直 1週間に1回
日直 1か月に1回

- 3 勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。

宿直	平日の	開始	22時00分から前に勤務に就かせないこと。
	前日	終了	翌7時00分から後に勤務に就かせないこと。
	土日祝	開始	22時00分から前に勤務に就かせないこと。
	の前日	終了	翌9時00分から後に勤務に就かせないこと。

日直	土曜	開始	9時00分から前に勤務に就かせないこと。
	日祝	終了	18時00分から後に勤務に就かせないこと。

- 4 1回の手当額は、37,895円以上とすること。
なお、この金額については、将来においても予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らないようにすること。
- 5 通常の勤務に従事させる等、許可した勤務の内容と異なる勤務に従事させないこと。
- 6 宿直の勤務に従事させる場合は、就寝のための設備を設けること。

(備考)

なお、この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)
また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)